

補助金の対象となる取組の例【積極的役割を担う医療機関】

診療報酬や他の補助・助成制度の対象となる活動・経費は本助成金の対象外となります。

求める役割 医師不在時等における患者の急変対応するための診療の支援等（入院を含む）

区分	取組（対象となる経費）
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・患者急変時に備えたかかりつけ医や急性期病院等との事前の情報共有、情報提供（書類作成やシズケア* かけはし等へのデータ入力に係る事務職員人件費、経費） ・看取り当番医制等の輪番制度の検討、体制構築（検討会等の会議費、謝金・旅費） ・入退院支援に係る相談対応（相談員の人件費） ・急変時から入院受入までの流れを関係機関と共有（資料等の作成経費） ・急変時対応のための協定等の締結（協定書等の作成経費、締結に係る打合せ等の会議費） ・シズケア* かけはし等を活用した病床の稼働状況の提供（資料作成経費） ・転院、転所先の調査・紹介（調査に係る通信運搬費、調査外注の委託料）
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・夜間等の急変時対応のための待機料、ワコール費用 診療報酬に含まれているため対象外 ・入院医療、各種検査の提供 診療報酬等の別で対価を得ており対象外 ・情報共有システムの構築（他の医療機関等の情報共有、カルテ共有を行う）システム開発経費は設備投資、入力用端末は備品購入にあたるため対象外 ・入院時等の搬送用自動車の購入 備品購入は助成制度の対象外

求める役割 在宅療養に移行する患者に必要な医療・介護・障害サービスが確保できるように関係機関への働きかけ

区分	取組（対象となる経費）
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・地域内の介護・福祉関係サービスの調査・把握（調査の委託費） ・多機関・多職種等が参加する勉強会、講演会、事例検討、意見交換会の開催（会場の借上げ料、配付資料の印刷費、参加者の旅費、講師謝金） ・シズケア* かけはし等の共通の ICT ツールを活用した連携、普及・促進（シズケア* かけはし等の利用料、ツールの操作講習会等の会議費）
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・医療機関向け広報誌の発行 在宅医療以外の内容も含まれるため対象外 ・退院カンファレンスの実施 診療報酬の算定対象であるため対象外

求める役割 地域医療研修(臨床研修制度)で在宅医療の現場研修を受ける機会の確保に努める
 地域医療研修(臨床研修制度)は、中核病院に対し国から助成が行われており、助成制度の一部として研修先・実習先への謝金等も含まれることから当該制度に関係した実習、研修に係る経費は本補助金の対象外となります。

区分	取組（対象となる経費）
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・臨床研修制度に係る講演会・シンポジウム参加（旅費、参加費） ・手技等の見学会の開催 臨床研修制度外を対象
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・実習・見学・研修等の受入 臨床研修制度の一環であるものは対象外 ・特定行為看護師研修、実習受入 特定行為の実習に係る補助制度が別にあるため対象外

求める役割 感染症蔓延時や災害時における適切な医療計画策定と他医療機関の計画策定支援

区分	取組（対象となる経費）
対象	<p>< 自院での計画策定 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関係施設とも連携した BCP の策定（策定のための会議費、旅費） ・ 自院の BCP 等の災害時の計画策定のため指導者の招へい（謝金、旅費） ・ 地域包括支援センター、民生委員等から地域の状況等をヒアリング（謝金、旅費） ・ 地域からの受入患者を含めた備蓄計画の見直し（調査委託費、資料等の作成経費） <p>< 地域の関係医療機関等への計画策定支援 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定支援に係る研修・相談対応（研修会講師謝金、旅費、相談対応に係る人件費、旅費、通信費）
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 備蓄食料、防災資機材の購入 計画策定に係る経費ではないので対象外 ・ BCP 等の計画に沿って地域住民等と行う訓練 計画策定に係る経費ではないので対象外

求める役割 地域包括支援センター等と協働で、サービスの適切な紹介、地域住民に対する情報提供

区分	取組（対象となる経費）
対象	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括支援センター主催の講演会、会議、研修会への参加（旅費） ・ 地域包括支援センター、居宅介護支援事業所等の医療・介護・福祉の関係者（行政関係者含む）との意見交換、ヒアリング、事例検討、実践報告（旅費、会場等の借上料） ・ 地域包括ケア病床の空床報告等の施設稼働状況の提供（報告等の作成経費、FAX 等の通信費）
対象外	<ul style="list-style-type: none"> ・ 訪問時の菓子折代 接待費に当たるため補助の対象外

参考 その他欄に記載された疑問や御意見に対する回答

御意見等 24 時間対応ができないのに制度を設ける意味ないのではないかと

（回答）現状、あるいは積極的役割を担う医療機関になったことをもってすぐに 24 時間対応を求めるものではありません。

現在、地域で何かしらのかたちで在宅医療は様々な多職種により支えられている状況です。今後、高齢者の医療・介護に対する需要は増える事が想定されるため、現状の体制の維持も難しくなっていくものと思います。

そういった中で、積極的役割を担う医療機関や連携拠点を中心として、地域の中で持続可能な在宅医療の体制を検討し位置付けをしていくことで、今後出てくる地域での課題に地域全体で対処する体制にしていくものです。

御意見等 (求める役割の2, 5など)連携拠点の役割ではないのか

(回答)個別の患者の動きを考え、必要な連携を行っていくのが積極的役割を担う医療機関の役割だと考えています。患者の疾病や地域の医療・介護サービス等の療養環境で選択できる手段が異なってくるため、そういった個別の事情に合わせ必要な連携を取っていくものが、積極的役割を担う医療機関が行う活動であると期待をしています。

連携拠点は、圏域内で連携可能、利用可能な医療・介護サービスを把握し、地域の多職種全体で在宅療養が可能となるように体制を整えていくような、地域全体の体制を整えていく役割を期待しており、両者の活動には違いがあるものと、考えております。

御意見等 この制度は在宅専門を優遇する為のものなのか？昔ながらの地域密着の在宅往診を外来しながらしている医療機関は除外されるものか？

(回答)そのような意図はありません。

本年度からスタートした在宅医療圏、連携拠点、積極的役割を担う医療機関については、今後増大する在宅医療の需要に対応していくために、現在、地域で在宅の患者を支えていただいているかかりつけ医等のバックアップ体制を構築し、在宅医療圏という圏域全体で支えていく仕組みになります。

ですので、外来診療の傍ら、患者のところへ訪問診療・往診を行うかかりつけ医等の医療機関も当然に対象と考えております。

御意見等 二次急病院の負担が益々増加する中で、行政からの支援が必須と考えます。救急制度の見直しが急務と考えます。

(回答)在宅医療圏、積極的役割を担う医療機関等については、今まで回答しました目的に加え、御意見の二次救急輪番病院の負担軽減にも資するのでは、と県では期待をしている所です。

今まではかかりつけ医が対応できず、救急搬送に頼らざるをえなかったものが、訪問診療や往診を担っている積極的役割を担う医療機関が(一部地域では)患者の所へ往診したり患者を受け入れたりすることで急性期病院の負担軽減に繋がっていくのではないかと考えています。

御意見等 特に多職種連携において、業務DXが必要と感じている。顔の見える関係は必要だが、連絡手段が対面や面会、電話、FAXなどの手段だけでは非効率すぎる。

(回答)御指摘の通りかと思えます。在宅で医療と介護を必要とする患者は増えると見込まれており、効率的な医療・介護サービスの提供は喫緊の課題です。

県では、県医師会と連携し、在宅で暮らす高齢者等を関係する多職種で連携し支えていくための情報共有ツール(シズケア*かけはし等)の導入を促進し、業務の効率化、多職種連携の推進を図っていきたいと考えます。

